令和3年度つながりをたやさない社会づくり活動支援特別助成要領

この要領は、平成25年度から実施されてきた全国共通助成テーマ「地域から孤立をなくそう〜みんなが社会の一員として包み支え合うしくみづくり」を包含し、令和2年度から今年度も引き続き実施している全国共通助成テーマ「つながりをたやさない社会づくり〜あなたは一人じゃない〜」を踏まえ、県内において市町村社会福祉協議会またはNPO、福祉関係団体等が取り組む活動に対し活動資金を支援するもので、富山県共同募金会配分要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1. 配分の目的

近年の社会経済環境の変化に伴い、ひきこもり、不登校等、地域において社会的孤立の状態にある人たちを巡る課題が深刻化していることに加え、新型コロナ感染症の影響を受け、人と人とが距離を取り、接触する機会を減らすことが求められている。

このような、つながることが難しい中にあっても、つながることをあきらめず、孤立、 孤独の問題に対し、課題を解決する活動を推進し、孤立した人たちを社会の一員として 包み支え合うしくみづくりを進める取り組みを支援することで、安心して地域生活が送 れる社会の実現に資することを目的とする。

2. 助成対象

市町村社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、NPO、ボランティア団体、自治会・町内会等の地縁組織、その他助成テーマの趣旨に沿った活動を行う団体とする。 ただし、同一事業で同一年度に一般募金の助成を受ける団体は除く。

3. 助成対象事業

- (1)つながりをたやさない社会づくり活動
 - ・地域で孤立している人たちへのアプローチするための新たな見守りの仕組みづく りや新たな居場所づくり
 - ・いじめやひきこもりに対応した地域でのサロン活動、経済的困窮者のための中間的 就労のための事業、依存症、DVなどにより地域で孤立する人たちの課題を解決す る事業等
 - ・子どもの居場所づくり
- (2)専門機関等が行う、つながりをたやさない社会づくりための活動
 - ・地域での孤立を発見するための専門機関による相談支援の体制づくり
 - ・地域で孤立状態にある人たちの調査活動
 - 孤立をなくすための地域での講座や啓発事業等
- (3)孤立をした人を支えるネットワークづくり等の活動
 - ・地域での孤立している人を支えるための関係機関のネットワークづくりやプロジェクト
 - ・地域への情報発信、啓発のための事業

(4)その他

・上記の取り組みのほか、これらに類する事業であって、つながりをたやさない社会 づくりの取り組みと本会が認める事業

※ただし、国、地方公共団体等の補助(助成)を受けて行う事業は、対象としない。

4. 事業実施期間

令和4年度とする。

5. 助成対象経費

上記3の(1)から(4)に示した助成対象事業にかかる直接経費を対象とし、人件費、光熱水費等の申請団体の経常的経費については対象としない。

6. 助成限度額

助成限度額は、1年度につき1団体30万円を上限とする。

ただし、備品、器材等整備費については、整備に要する費用の3/4以内の額とする。

※備品、器材等整備費に該当するものは、単価または1組の価格(消費税含む)が 10万円以上のものとする。

7. 助成枠

1年度につき300万円以内とする。

8. 助成申請

助成を希望する者は、所定の様式により、本会が定めた期日までに関係書類を添付し申請する。

ただし、活動範囲が1市町村に限られる場合は、もよりの市町村共同募金委員会を経由して本会へ申請する。

- (1) 様式1:申請書
- (2) 様式2:変更申請書
- (3) 様式3:完了報告書
- (4) 様式4: 辞退届

9. 受付期間

令和3年12月1日(水)~12月22日(水) 必着

10. その他

①事業の申請にあたっては、孤立の解消・予防策を企画のうえ一過性の取り組みにならないよう、関係機関との連携を図ること。

②この要領に定めるもののほか、助成の実施に必要な事項については、別に定める。

付則 この要領は令和3年11月1日より施行する。

つながりをたやさない社会づくり支援特別助成における 子ども食堂等への助成に係る取扱要領

この要領は、つながりをたやさない社会づくり活動支援特別助成における「子ども食堂等」 への助成に係る取扱について必要な事項を定める。

1. 助成対象

地域住民が継続して子どもたちに関わることができる場である「子ども食堂等」を定期的に運営している団体の活動を支援する。

「子ども食堂等」には、子どもを含めた高齢者、障がい者等、地域住民との交流を図る ために運営する「福祉食堂」も含むものとする。

2. 助成要件

- (1) 運営開始から1年以上を経過していること
- (2) 原則、月1回以上開催していること
- (3) 1回あたり10人以上が利用する見込みであること
- (4)子どもへの食事提供に加え、学習支援、交流、遊び体験等の子どもの居場所づくり を行っていること

3. 助成限度額

- (1) 本県における類似の助成制度とのバランスを考慮のうえ別に定めることとし、原則 3年度ごとに見直すものとする。
- (2) 本要領施行時においては上限を20万円する。
- (3) 助成率は事業費の4/5以内とする。
- (4) 同一の「子ども食堂等」に対する助成は3年連続を限度とする。

4. その他

この要領に定めるもののほか、助成の実施に必要な事項については、その都度協議する。

付則 この要領は令和2年11月1日より施行する。